

要介護認定関係資料の資料請求について

居宅介護支援事業者等が、ケアプランの作成のために要介護認定等に係る資料を必要とするときに介護認定審査会資料の提供を行います。

※認定申請の際に、本人・主治医の同意がないものについては提供できません。

※ケアプラン作成以外の目的での提供はできません。

【請求先】：高齢者支援課介護保険担当

【請求に必要な書類等】

①介護認定関係資料請求書（※ホームページよりダウンロードできます。）

②被保険者と当該居宅介護支援事業所、当該施設が契約関係にあることが確認できるもの

※すでに保険者に「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出済の事業所は必要ありません。また、施設については契約書の写しを添付してください。

③当該居宅介護支援事業所、または当該施設の関係者であることが確認できるもの。

※関係者であることの身分証明書、ケアマネの資格証など

④コピー代

【請求方法】

◆窓口で請求する場合

上記必要書類等（①～④）を用意し、市役所介護保険担当窓口に提出してください。

※資料は、請求があった日の翌営業日の正午以降の受取となります。

◆郵便で請求する場合

上記必要書類等（①～④）以外に、「84円※切手を貼った返信用封筒」を同封し市役所介護保険担当へ郵送してください。

※郵便料金改定のため令和6年10月1日以降は「84円→110円」に変更になります。

※上記以外の請求方法をご希望の事業所は市役所介護保険担当までご相談ください

【コピー代】

提供資料	コピー代
審査会資料一式（基本調査票、特記事項、主治医意見書）	30円
訪問調査票のみ（基本調査票、特記事項）	20円
主治医意見書のみ	10円